事務所ニュース News
2026.11
Z-087
発行：ふじわら税理士事務所　兵庫県高砂市神爪1丁目12番18号 高田ビル2F　Tel.079(433)0030　Fax.079(433)0020

税金トレンド! 税金の「今」がわかる! ZEIKIN TREND

青色申告は「電子化」で差がつく 最大75万円控除の要件と準備

令和9年分から変わる 青色申告特別控除



令和8年度税制改正により、令和9年分の所得税から青色申告特別控除の仕組みが変わります。最大75万円の控除が新たに設けられる一方で、書面（紙）での申告は控除額が縮小し、簡易な帳簿で記帳する一部の方は、10万円控除も受けられなくなります。

優良な電子帳簿による75万円控除を目指す方は、令和9年1月1日から要件を満たす必要がありますので、年内に、記帳方法、会計ソフトの設定などを確認しておきましょう。

1 改正の概要

① 控除額は、「75万円、65万円、10万円」の3段階に

青色申告特別控除は、事業所得や不動産所得のある青色申告を行う方が、記帳や申告の方法に応じて所得から差し引ける制度です。改正後の控除額は、次の表のとおりです。

記帳・申告の方法	令和8年分	令和9年分以降
複式簿記＋e-Tax＋優良な電子帳簿等	65万円	75万円
複式簿記＋e-Tax	65万円	65万円
複式簿記＋書面申告	55万円※1	10万円
簡易簿記／前々年の収入1,000万円以下	10万円	10万円
簡易簿記／前々年の収入1,000万円超	10万円	適用なし※2

※1 令和8年分は、優良な電子帳簿の保存等の要件を満たせば、書面申告でも65万円控除が可能です。

※2 不動産所得については、事業的規模が対象です。事業的規模に満たない不動産貸付けのみの方は、原則として従来どおり最大10万円です。

65万円、75万円の控除は、いずれも複式簿記による記帳に加え、貸借対照表・損益計算書等のデータを確定申告書とともにe-Taxで期限内に申告することが必要です。還付申告の場合も同様です。

② 75万円控除を受けるための要件

75万円控除を受けるには、65万円控除の要件をすべて満たした上で、次のいずれかの方法に対応し、届出書を提出する必要があります。

選択1　優良な電子帳簿の保存

その年の事業に係る仕訳帳・総勘定元帳について、課税期間の最初から「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで備え付け、保存する方法です。優良な電子帳簿とは、システムの説明書やモニター等の備え付けといった基本的な要件に加え、①訂正・削除・追加等の履歴が残ること、②帳簿間で記録の相互関連性が確認できること、③取引等の日付・金額・取引先で検索できること、の3つを全て満たす電子帳簿をいいます。

裏面へ続く→

その年の途中から優良な電子帳簿による備付けを始めたり、年内に記帳せず、年が終わってから1年分をまとめて入力したりする方法では、その年分の75万円控除の要件を満たしませんので注意してください。

選択2 デジタルシームレス保存

電子取引データの保存から帳簿への連携を一体で行う方法です。国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使い、デジタル庁が管理する仕様に従ったデジタルインボイスまたは預貯金口座の決済データを、所定の要件で送受信・保存します。

あわせて、①改ざん防止の確保、②記帳の適正性確保（金額を修正して帳簿に記録できない仕組みか、修正した事実を確認できること）、③データと帳簿の関連性を相互に確認できること、の要件を満たす必要があります。税務職員の求めに応じて対象データを確認できるようにしておくことも必要です。

単に銀行口座やカード明細を自動連携しているだけでは、要件を満たすとは限りません。利用するシステムと運用方法の双方を確認しましょう。

届出書の提出は確定申告期限まで

いずれの方法も、適用を受ける年分の確定申告期限までに所轄税務署へ届出書を提出します。

令和9年分では、令和10年3月15日㈬が期限です。

選択1 優良な電子帳簿の保存による場合：

「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る75万円(※)の青色申告特別控除・過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」

※令和9年3月頃に「65万円」から「75万円」へ名称変更予定。

または「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」

選択2 デジタルシームレス保存による場合：

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除（個人事業者）の適用を受ける旨の届出書」

なお、すでに「優良な電子帳簿の保存」によって65万円控除を受けている方は、改めて上記の届出書を提出する必要はありません。

2 控除が減る方は申告方法と記帳方法を確認

● 書面で申告している方

これまで複式簿記で記帳し、書面で申告して55万円控除を受けていた方は、令和9年分から控除額が10万円になります。また、現在「優良な電子帳簿の保存」によって書面申告して65万円控除を受けている方も、改正後はe-Taxでの提出でなければ65万円の控除は受けられません。まずは、電子申告（e-Tax）への切替を検討しましょう。

● 簡易な帳簿で記帳している方

前々年の事業所得または不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超える方は、簡易簿記では10万円控除も受けられなくなります。判定の基準は「所得」ではなく「収入金額（売上）」である点に注意が必要です。引き続き控除を受けるには、複式簿記への移行が必要です。

なお、事業的規模に満たない不動産貸付けのみを行う方は、収入金額が1,000万円を超えても、この制限の対象になりません。ただし、複式簿記に移行しても、控除額は最大10万円です。不動産貸付以外に事業所得がある場合は、適用関係が異なります。



新制度の適用は令和9年分からですが、帳簿の記帳は令和9年1月1日から始まります。
特に、75万円控除を目指す方は、年初から要件を満たす必要があるため、年内に次の点を確認しておきましょう。

- ☐ ご自身がどの控除額に該当するか確認する。
- ☐ e-Taxを利用する準備をする（マイナンバーカードの用意など）。
- ☐ 使用している会計ソフトが「優良な電子帳簿」や「デジタルシームレス保存」に対応しているか確認し、必要な設定を行う。
- ☐ 簡易簿記で前々年の収入金額が1,000万円を超える方は、複式簿記への移行を検討する。